

全国商工会議所青年部連合会ホームページにおける 広告・告知バナーの掲載及び取扱について（運用規程）

制定：平成18年3月11日

1. 全国商工会議所青年部連合会（以下、本会）ホームページにて掲載できるバナーは、以下の各項に大別されるものとする。
 - (1) YEGメンバーによる事業所広告バナー
メンバーからの申込を受け掲載する広告バナー。
 - (2) YEGメンバー以外の事業所広告バナー
メンバー以外の事業所より申込を受け掲載する広告バナー。
 - (3) 本会が行う事業の告知バナー
本会が行う事業の推進・啓発を目的に掲載する告知バナー
 - (4) 日本商工会議所（以下、日商）に関連する事業の広告・告知バナー
日商が行う事業及び関連する事業所の広告及び告知バナー
 - (5) その他、本会が承認する広告・告知バナー
日商・本会・各地単会との関連性が希薄ではあるが、公共性及び公益性、また、日商での当該事業の認知度を鑑みて、本会執行部において承認可決される事業についての告知バナー。なお、承認に際しては、以下のいずれかの資料の提出を要する。
 - ア. 事業計画書
 - イ. 日商及び本会に対する後援依頼書もしくはその手続経過がわかる資料
 - ウ. 事業に関係する諸団体の連携体制がわかる資料
2. 料金及び掲載期間については、以下の各項の通りとする
 - (1) 料金と掲載期間
掲載料金は、月額5,000円（年額60,000円）、掲載期間は4月から翌年3月までの1年間で1年毎の契約とする。なお、中途申込の場合は、申込の翌月を掲載期間の起算点として、月割計算にて料金算定を行う。
 - (2) 料金の免除及び減免
前条3項ならびに4項に大別されるものは、料金を免除することができる。また、前条5項に大別されるバナーで、申込者からの免除もしくは減免の申出があり、本会執行部において承認されたものについては、料金の免除もしくは減免を実施する。
 - (3) 継続割引
継続して、掲載が可能な事業者に対しては、第1項に規定する年額の10%を毎年割り引くものとし、最大で50%（5年）を限度とする。
 - (4) 料金の請求
請求方法は、本会事務局より行い、原則、申込時に一括納入とする。ただし、その

支払時期については、申込者からの申告があった場合にのみ協議の上、別途対応する。

(5) と仲介役及び管理者の裁量による対処

契約期間の途中において、契約を解除することは原則認めない。ただし、申込者が、法に抵触する行為を行った場合、もしくは廃業ならびにこれらに準ずる理由により、掲載が不適当になった場合、その都度、管理者と協議の上、その継続について決定すること。なお、申込者より、前述のような申出のなき場合において、その事実が発覚した場合は、掲載は、管理者の裁量により一旦中断もしくは停止するが、契約は続行されるものとする。

3. 掲載バナーよりリンクするサイトについては、以下の各項に抵触しないものとする。

- (1) わいせつ、アダルト関連の表現・内容を含むサイト。
- (2) 著作権その他の知的所有権を侵害する可能性のあるサイト。
- (3) 他人の名誉・プライバシー権・肖像権その他の権利を侵害する可能性のあるサイト。
- (4) 宗教関連の表現・内容を含むサイト。
- (5) ねずみ講、マルチ商法を悪用する行為に関わるサイト。
- (6) 違法または反社会的な表現・内容を含むサイト。
- (7) 公序良俗に反する表現・内容を含むサイト。
- (8) 制作中、またはアクセス数が余りに少ないサイト。
- (9) 運営管理ができていないサイト 内容が不明なサイト。
- (10) 前各号に抵触するサイトへのリンクがあるサイト。
- (11) 携帯端末でしか閲覧できないサイト。
- (12) その他、本会が不適当と認めたサイト。
- (13) バナーの設置数に限界があることを考慮し、掲載業種の重複が多数発生する場合は、メンバー事業所の掲載を優先し、その他事業所については、担当責任者との協議の上、その処遇を決定する。

4. バナーの形式については、以下の各項に適合すること。

- (1) 保存形式は j p g、g i f、p n g のいずれかの形式であること。
- (2) 大きさは 横 140ピクセル、縦 45ピクセルであること。なお、サイズをオーバーする場合は、自動的に縮尺調整を行います。
- (3) データサイズは 30キロバイト 以内であること

5. 申込は、以下の各項を明記の上、申込を行うこと。

- (1) 氏名
- (2) 事業所名
- (3) 役柄
- (4) 電話番号
- (5) メールアドレス
- (6) リンク先ホームページ URL

(7) 青年部に所属の場合は、所属青年部名及び可能な限り所属単会長の推薦もしくは承認を記した書面を添付願います。(様式は任意で結構です)

6. このバナーの掲載及び管理運用については、本会広報委員会において実施し、必要に応じて本会執行部もしくは本会事務局の判断を仰ぐものとする。
7. 本規程の発効は、制定日以降に掲載を開始するものに対して有効とする。